

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成17年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 国立大学財務・経営センターは、独立行政法人化から2年が経過し、国立大学附属病院の施設整備に充てるための資金の貸付などの国立大学等における教育・研究の振興に資するための業務活動について、中期目標の達成に向け、年度計画に従い、概ね着実に実施している。
- (ロ) その一方、寄附金の受入れ、情報提供システムの活用による教育研究用機器の有効活用の促進や国立大学法人等からの財産処分関連業務の受託など、業務推進のためのPR活動等の努力は評価できるものの、必ずしも実績の伴わない業務について、どのような取組みを展開していくかが今後の課題である。(項目別評価 p5、8、17参照)
- (ハ) また、今後の組織体制や業務分担の見直しについては、業務の更なる外部委託なども視野に入れて、人員等のあり方を検討するとともに、業務内容全般にわたり、国立大学法人等のニーズを一層的確かつきめ細かく把握するよう努めながら、センターの機能充実を図るなど、更なる業務内容の質的向上を図るよう期待したい。(項目別評価 p1参照)

②法人経営に関する意見

- (イ) 国立大学法人等の財務・経営面での支援を効果的・効率的に行うため、組織体制や業務分担の見直し、業務の外部委託、自助努力による経費の削減・効率化など、理事長のリーダーシップの下、一丸となって取り組んでいく。
- (ロ) センターは、資金の貸付・交付を始めとして、財務・経営に関する調査及び研究、研修、情報提供、大学共同利用施設の管理運営などの多様な業務を総合的・一体的に実施している。これらを踏まえ、業務の質を低下させずに、更なる事業の効率化と経費の節減を進めるために、その対象や方法等について不断の見直しを行っていくことが必要である。(項目別評価 p3参照)

※「③特記事項」については特になし

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成17年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1 業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A				①文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の貸付	A	A			
2 業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A				②償還確実性の審査	A	A			
3 事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A				③施設費貸付事業の財源調達	A	A ⁺			
4 業務の効率化	A ⁺	A				④債権を確実に回収するための取組	A	A			
①一般管理費に係る効率化の実施状況	A ⁺	B				⑤文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の交付	A	A			
②事業費に係る効率化の実施状況	A ⁺	B				⑥適正な事業実施を確保するための取組	A	A			
③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況	A	A				3 寄附金の受入れ及び配分	B	B			
1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A				4 高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A			
①各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等	A	A				①アンケート調査の分析と情報提供	A	A			
②財産管理に関する法律相談等	A	A				②法人化後の財務・経営についての情報収集	A	A			
③研究協議会の実施	B	A				③大学の予算獲得等についての日米の比較研究及び研究成果の公開	A	A			
④処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施	A	—				④国立大学法人の財務・経営に関する比較分析の予備的検討	A	A			
⑤財産処分関連業務の実施	A	—				⑤IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力	A	A			
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A				⑥研究会・シンポジウム等の開催及び研究紀要等の刊行	A	A			

5 セミナー・研修事業の開催	A	A				10 旧特定学校財産の管理処分	A	A			
①大学トップマネージメントセミナーの実施	A	A				①大阪大学跡地及び広島大学跡地の処分に向けた取組	A	B			
②大学財務・経営セミナーの実施	A	A				②東京大学跡地の売却に向けた取組	A	A			
③大学職員スキルアップ研修の実施	A ⁺	A				11 承継債務の確実な徴収及び償還	A	A			
6 国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供の実施	A	A ⁺				適正な予算の執行状況	A	A			
①調査研究の成果の提供	A	A ⁺				自己収入の確保	B	B			
②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付	A	A ⁺				①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組	B	B			
③説明会・シンポジウム・講演会の開催	A	A ⁺				②国立大学法人等からの受託事業増加に向けた取組	B	B			
7 財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A				短期借入金の借入	—	—			
①財務・経営に関する情報提供及び経営相談などの協力・助言	A	A				重要な財産の処分等	—	—			
②リユースシステムのPR及び成功事例の紹介	A	B				剰余金の使用状況	—	—			
8 大学共同利用施設の管理運営	B	A				人事管理の状況	A	A			
①学術総合センター共用会議室の管理運営	B	B				①柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施	A	A			
②キャンパスイノベーションセンターの管理運営	A	A ⁺				②専門的研修事業等の活用	A	A			
9 国立大学法人財務・経営情報システムの構築	—	B				③人事管理の状況	A	A			
①国立大学法人財務・経営情報システムの構築及び供用に向けた取組	—	B				中期目標期間を超える債務負担の状況	A	A			
②国立大学法人関係者との連携・協力の実施	—	B									

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	563	591				センター事業費	290	311			
産学協力事業収入	203	269				一般管理費	234	236			
寄附金収入	—	1				産学協力事業費	192	253			
長期借入金等	54,404	71,227				施設費貸付事業費	54,404	71,227			
財産処分収入納付金等	32,676	407				施設費交付事業費	6,414	12,180			
承継債務負担金等収入	104,391	104,867				承継債務等償還金	108,200	104,859			
不動産処分収入	7,019	20				その他の支出	3	139			
不動産貸付料収入	599	728									
雑収入	9	4									
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168									
計	199,864	189,282				計	169,737	189,205			

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	41,182	41,864				経常収益	38,784	30,727			
業務費	6,934	12,905				運営費交付金収益	494	523			
施設費交付金	6,414	12,180				共同利用施設貸付料収入	192	253			
減価償却費	70	77				処分用資産賃貸収入	599	728			
その他経費	451	648				処分用資産売却益	3,448	13			
一般管理費	224	225				施設費交付金収益	—	407			
減価償却費	3	5				寄付金収益	1	1			
その他経費	221	220				資産見返負債戻入	72	77			
財務費用	34,024	28,734				財務収益	33,971	28,722			
長期借入金支払利息	107	910				運用利息	6	2			
承継債務支払利息	33,917	27,805				長期貸付金受取利息	107	914			
センター債利息	—	6				承継債務負担金債権受取利息	33,858	27,805			
債券発行費等	—	14				有価証券利息	—	1			
臨時損失	48	—				雑益	6	4			
						臨時利益	58,736	—			
計	41,230	41,864				計	97,520	30,727			
						純利益又は純損失(△)	56,289	△ 11,137			
						国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168			
						目的積立金取崩額	—	—			
						総利益	56,289	30			

※平成16年度の臨時利益には、旧国立学校特別会計の剩余金等の受入れを含む。

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	92,374	113,191				業務活動による収入	145,463	106,895			
投資活動による支出	57,886	23,542				投資活動による収入	27,764	35,564			
財務活動による支出	77,129	75,954				財務活動による収入	54,404	71,213			
翌年度への繰越金	244	1,228				前年度よりの繰越金	2	244			
計	227,633	213,916				計	227,633	213,916			

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	135,431	126,856				流動負債	79,161	81,752			
固定資産	916,007	908,278				固定負債	906,645	899,149			
						負債合計	985,807	980,901			
						資本					
						資本金	9,602	9,602			
						資本剰余金	△ 261	△ 521			
						利益剰余金	56,289	45,152			
						(うち当期未処分利益)	56,289	30			
						資本合計	65,631	54,233			
資産合計	1,051,438	1,035,134				負債資本合計	1,051,438	1,035,134			

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期未処分利益	56,289	30			
当期総利益	56,289	30			
前期繰越欠損金	—	—			
II 利益処分額	56,289	30			
積立金	22	30			
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金	56,268	—			
独立行政法人通則法第44条 第3項により主務大臣の承認 を受けた額	—	—			
目的積立金	—	—			

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
役員	3	3			
役員(非常勤)	1	1			
研究職員	4	4			
事務職員	22	22			
計	30	30			

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成17年度に係る業務の実績に関する評価

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	業務内容の点検及び組織の見直し状況	法人の自己評価を参考にしつつ定性的評価を実施し、委員の協議により評定を決定（以下「委員の協議により評定を決定」と表記する）	○組織全体の状況 国立大学財務・経営センター法の公布・施行に伴い、平成16年4月1日から、理事長の下、役員（理事及び監事）、管理部（平成16年度に総務部と名称変更）に総務課、施設助成課、経営支援・研修課の3課とともに、研究部を設置し、常勤役職員29名の体制でスタートした。本年度は、新たな業務への対応とともに、より効率的な業務を推進するため、事務組織体制の見直しを行った。 ○事務組織の状況 施設費貸付事業の原資について、財政融資資金から借り入れる資金に加え、新たに市場から資金を調達するための財投機関債（センター債券）を発行することとしたことから、本年4月、当該業務に精通した高度な専門知識を有する「審議役」（調査役の振替）を配置した。なお、審議役はスタッフ職の位置づけではあるが、センター債券の発行が施設費貸付事業の一環として実施されるものであり、また、国立大学法人等の財産管理、施設費交付事業及び承継債務償還等施設助成課の各種業務がそれぞれ連携し、一体として実施していることから、これらの業務を審議役の所掌事務とすることによって、より効率的・効果的に業務を推進できる体制とした。 ○経営支援・研修課においては、その名称について、「研修」の業務は広い意味で経営支援の一部であることや、国立大学法人等からの電話へのスマートな対応も考慮し、本年4月、「経営支援課」に名称を変更した。また、経営支援課においては、本年度に予算化された「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の基本設計の企画・立案、今後検討予定の学術総合センター共用会議室等の「会議室予約管理システム」の検討及び経営相談体制の取組みに備えるため、本年4月、課長補佐（係長の振替）を置くこととし、財務会計に精通している者を配置した。 ○研究組織の状況 研究組織については、前年度と同様、研究部を置き、研究部長（教授）、教授2名、助教授1名の計4名の常勤職員体制を継続した。この他7名の客員教員（うち1人は外国人客員教員）を配置した。	A	○市場からの資金調達のためのセンター債券の発行に伴い、起債業務に精通した審議役を振替措置によって配置したこと、本センターの重要な関連業務との一体性を考慮して、研修業務を経営支援課に統合して財務会計に精通した課長補佐を配置し、「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の基本設計企画・立案、「会議室予約管理システム」の検討及び「経営相談体制」の確立に向けて、組織体制の見直しと業務分担の見直しが適切に行われたことは、評価できる。 ○組織体制や業務分担の見直しについては、業務の更なる外部委託なども視野に入れて、人員等のあり方を検討するとともに、業務内容全般にわたり、国立大学法人等のニーズを一層的かつきめ細かく把握するよう努めながら、センターの機能充実を図るなど、更なる業務内容の質的向上を図るよう期待したい。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	業務内容の点検及び外部委託の検討・実施状況	委員の協議により評定を決定	○学術総合センター共用会議室の管理運営業務 学術総合センター一橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、前年度から、平日の予約受付補助業務、平日夜間・土休日昼夜間の利用者サポート業務及び会場設営サービス業務を外部委託していたが、本年度は、これらに加え、予約受付業務と請求補助業務の外部委託を実施し、利用サービス業務の効率化を図った。 なお、来年度からは、新たなシステムの構築とその運用を含めた管理運営全般について外部委託を予定しております、このため、本年度は、現状の会議室予約システムの課題等を整理し、収入の増減分析等が可能となるよう「会議室予約管理システム」の構築のための検討を行った。 ○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務 キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、前年度から警備、清掃及び受付等の管理運営全般の外部委託を実施しており、本年度も同様に外部委託を実施するとともに、一時利用室の会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応した。 ○セミナー・研修事業に係る業務 セミナー・研修事業に係る業務については、前年度まで、資料準備、運営実施に係る業務について本センター事務職員が総動員態勢で対応してきたが、本年度は、当該業務のうち、資料印刷（印刷、帳合、封入作業）、開催当日の運営補助（受付、資料配付、講演者対応）を外部委託とした。この結果、職員の負担軽減を図ることが可能となり、事務職員の講演者等との連絡・調整等円滑に運営できた。また、追加配付資料への迅速な対応等セミナー参加者へのサービス向上が図られた。 今後、さらに運営実施に係る業務の見直しを行い、より効率化のため外部委託をさらに推進することとしており、本年度は、一部のセミナーにおいて、講演者との連絡・確認、参加者名簿作成等の作業を外部委託とした。	A	○学術総合センター共用会議室の管理運営業務の外部委託を昨年に引き続き推し進めたこと、さらに統括業務も含めて管理運営全般にわたる外部委託を次年度の計画予定としたことは評価できる。 ○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務は完全に外部委託されており、高い利用稼働率を維持して利用者の要望にも対応しており高く評価できる。 ○セミナー・研修事業において、セミナー開催時の煩雑な準備作業等を外部委託しつつサービス向上につとめたことは評価できる。 ○今後、これらの実績を検証しつつ、他業務における効率化措置の可能性を追求されることを期待する。		
3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	事務情報化の推進状況	委員の協議により評定を決定	○ペーパーレス化の推進 前年度に引き続き、役員等の日程の周知、職員への事務連絡や諸報告など原則としてコピーを行わず、電子メール及び共用ファイルを活用するペーパーレス化を推進することにより、経費の削減と事務処理の効率化につなげた。 ○新しい人事・給与システム 本センターにおいても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組み、平成18年度から給与改定を行うこととした。 これまで、国立大学間で開発し運用してきた汎用システムである「人事システム」及び「給与システム」で対応してきており、今次給与改正に当たって、これをカスタマイズすることが必要となつたが、このシステムは、人事と給与がそれぞれ別個のシステムであるため、両者の連携のためには記録媒体を通じて取り込むことが必要であり、また、会計システムとの関係も同様の問題を抱えるなど事務効率化の観点からの課題を抱いていた。 これら課題へ対応するため、今次給与改定を契機に、新たに、パッケージソフトである「人事・給与システム」を平成18年3月に導入した。これにより、人事・給与について一体的な管理運用が可能となり、かつ、当該システムのデータが会計システムにも取り込めるため、今後の事務効率化につながるものと考えている。 ○事務情報化推進計画の策定 本センターにおいて更なる効率的・効果的な業務運営を実施するため、本年度は事務情報化の推進計画を策定した。 推進計画においては、職員数が極めて少ない組織であること、一方、取り扱う金額は大きいことを踏まえ、どのような事務情報化が安全かつ効率的かという視点を基本に最適化を図ることとし、実施に当たっては、業務に支障が生じないよう留意するとともに、投資する財源とその効果について検証することとした。 今後この計画に基づいて、着実な事務情報化を推進することとしている。	A	○事務情報化の推進や「人事・給与システム」の導入など、事務効率化への努力は評価できる。 ○事務情報化推進計画については、施設貸付事業等における取扱金額が極めて大きいことに対して職員数が極めて少ないと十分配慮すべきであり、安全面・業務および投資財源と効果の検証に支障を来たさないために必要な組織体制と効率化のバランスを十分確保することが必要であり、計画が策定されたことは評価できる。 ○引き続き、今後更なる効率化のため、センター自ら事務効率化の評価基準を設定することが望ましい。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	効率化の状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			○文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれております、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の削減・効率化が達成できた。	A	○前年度に引き続き、2年度目についても、一般管理費、事業費、管理運営費の効率化に努力したことは、一定の評価に値する。 ○センターは、資金の貸付・交付を始めとして、財務・経営に関する調査及び研究、研修、情報提供、大学共同利用施設の管理運営などの多様な業務を総合的・一体的に実施している。これらを踏まえ、業務の質を低下させずに、更なる事業の効率化と経費の節減を進めるために、その対象や方法等について不断の見直しを行っていくことが必要である。
		①一般管理費に係る効率化の実施状況	3.2%以上	3.0%以上3.2%未満	3.0%未満	○一般管理費については、ペーパーレス化の推進によるコピー用紙の大幅な削減、事務用品等消耗品の長期使用、乗用自動車借上請負契約の見直し等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、約3.2%の削減率を達成した。	B	○評価基準に従って厳密に効率化の率を評価した結果、評定はBとなるが、高い効率化実績を達成した前年度に引き続き、ペーパーレス化の推進、乗用自動車借上請負契約の見直し等の努力によって、2年度目にもA評定にごく近い効率化実績を上げたことは評価できる。今後は、業務の質の低下を招くことなく、着実に効率化を進めため、効率化の対象や方法について、更なる工夫を重ねるよう期待する。
		②事業費に係る効率化の実施状況	1.2%以上	1.0%以上1.2%未満	1.0%未満	○事業費については、超過勤務の縮減、ペーパーレス化の推進、消耗品費の削減、刊行物のコストダウン、費用をかけないPR等に務めたことにより、事業費の決算額において、約1.2%の効率化を図った。	B	○評価基準に従って厳密に効率化の率を評価した結果、評定はBとなるが、高い効率化実績を達成した前年度に引き続き、刊行物のコスト削減等の努力によって、2年度目にもA評定にごく近い効率化実績を上げたことは評価できる。今後は、業務の質の低下を招くことなく、着実に効率化を進めため、効率化の対象や方法について、更なる工夫を重ねるよう期待する。
		③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況	委員の協議により評定を決定			○大学共同利用施設の管理運営費については、消耗品の削減とともに、キャンパス・イノベーションセンター（東京地区）の電力契約を見直し、効率化を図った。	A	○サービスの質を向上させた上で経費削減努力は評価できる。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			○国立大学法人等の財産管理に関する協力・助言については、国立大学法人等からの相談（13件）に対する助言、これまでの法律相談の内容をとりまとめた「財産管理に関する法律相談事例集」の配布による情報提供、年2回の研究協議会の開催、を実施するなど適切に対応した。 ○財産処分に関する協力・助言については、国立大学法人等から道路拡幅等に関する財産処分の相談はあったものの、専門的技術的助言を行う処分促進方策調査協力者会議の開催に至るまでの事案は生じなかった。なお、今後、国立大学法人等が係る財産処分の事案が生じた場合に、センターを活用することができるよう、財産管理研究協議会において、そのシステムや手続きの説明を行った。	A	○国立大学法人の財産管理等に関する協力・助言が適切に行われており、更に、これまでの法律相談の内容をとりまとめた法律相談事例集の配布等の情報提供、研究協議会の開催は評価できる。 ○膨大な資産を保有する国立大学にとって、財産管理等は益々重要であり、今後とも事例集の充実などの情報提供及び迅速適切な対応が期待される。
① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	①各国立大学法人が抱える共通課題の処理実績の収集及び情報提供の実施状況	委員の協議により評定を決定			○国立大学法人等が抱える課題の収集及び情報提供は、センターが国立大学法人等からの相談を受け付け、これらに適切に助言することによりその役割を果たしている。 本年度は、国立大学法人等から道路拡幅に伴う土地処分や建物補償の方法、校舎敷地の借料の考え方など13件の相談があり、これまでにセンターが蓄積してきたノウハウや専門家の活用により助言を実施した。 ○また、情報提供をより積極的に進めることで、これまでの法律相談の内容を取りまとめた「財産管理に関する法律相談事例集」を作成し、平成18年1月に開催した財産管理研究協議会で国立大学法人等へ配布した。	A	○事例集の作成・配布、財産管理研究協議会の開催など適切に行なわれおり評価できる。 ○国立大学の財務等のデータベースも整ってきており、今後これらをベースとして能動的な協力・助言体制をとられることを期待する。
		②法律相談等の実施状況	委員の協議により評定を決定			○上記の国立大学法人等からの相談（13件）のうち、高度かつ専門的な内容となる法律相談については2件であった。これらについては、センターが不動産関係諸法及び財務関係に精通している顧問弁護士及び司法書士に相談し、具体的な判例などについて文書での対応を原則として、相談者である国立大学法人等の理解を得るまで行った。	A	○広く専門家の助言を受けて対応する姿勢は評価できる。今後とも、ノウハウをさらに蓄積されることを期待する。
		③研究協議会の実施状況	開催頻度2回を一応の基準とし、研究協議会の内容を踏まえ委員の協議により評定を決定			○国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会については、国立大学法人等に対しアンケート調査を実施してニーズを把握し、要請に応じた内容を設定した上で2回開催した。 第1回目の研究協議会は、平成17年9月に附属病院を有する国立大学法人の担当部長又は担当課長及び実務担当者211人を対象に、センター債券の発行や施設費貸付事業をテーマとして開催した。 なお、この研究協議会終了後、アンケート調査を実施した結果、回答者の全員が「参考になった」又は「概ね参考になった」としており、参加者の満足度は高かった。 また、2回目の研究協議会は、平成18年1月に全国立大学法人等の実務担当者290人を対象に、施設マネジメントや減損会計の導入等をテーマとして開催した。 なお、この研究協議会においても終了後にアンケート調査を実施した結果、「参考になった」又は「概ね参考になった」との回答が9割を超えており、参加者の満足度は高かった。	A	○ニーズに対応した研究協議会の開催を実施できたものと評価できる。 ○アンケート結果からも各大学からの需要は多いと考えられ、今後、事例集の充実やこれをもとにした分かり易いQ&Aの作成や、参加者が具体的な行動につなげていけるようなフォローについても検討されたい。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
② 財産処分に関する協力・助言	② 財産処分に関する協力・助言 ア) 国立大学法人等の処分可能財産の管理、処分について、求めて応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。 イ) 承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノウハウを活用し、国立大学法人等からの委託を受けて財産処分関連業務を行う。	④処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施状況 ア) 国立大学法人等の処分可能財産の管理、処分について、求めて応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。 イ) 承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノウハウを活用し、国立大学法人等からの委託を受けて財産処分関連業務を行う。	委員の協議により評定を決定	○処分促進方策調査協力者会議は、国立大学法人等の求めに応じて開催することとなるが、本年度はその要請はなかった。なお、道路拡張等に関する財産処分等の相談はあったものの、処分促進方策調査協力者会議の開催に至るまでの事案は生じなかった。	—	○国立大学法人等の求めに応じて開催されるものであり、会議開催の必要がなかったものである。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等	
			A	B	C				
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評定を決定			○施設費貸付事業及び施設費交付事業について、文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、それぞれ円滑に実施した。	A	○施設費貸付事業及び施設費交付事業については、文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、また、センターが事業の円滑かつ適正な実施に向け独自に定めた各種規程・基準・手続き等に従い、円滑かつ適正に実施されたことは十分評価できる。	
(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。	(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。	①文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の貸付け状況	下記の指標を踏まえ委員の協議により評定を決定	計画に従った円滑な事業の実施がなされた	計画に従った事業の実施に一部支障が生じた（貸付時期の遅延など）	計画に従った事業の実施ができなかつた	○施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、33国立大学法人（69事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、71,227百万円の貸付を行った。 なお、当初計画額（72,443百万円）と実際の貸付額（71,227百万円）との差額1,217百万円は、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたためであり、計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じた円滑な事業が実施できた。	A	○施設費貸付事業は、国立大学法人の資金需要に応じた円滑な事業が適切に実施されたと評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等	
			A	B	C				
② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人的財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。	② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。	② 債還確実性の審査基準等を設け、客観的な審査等の実施が行われているかについて、委員の協議により評定を決定				<p>○施設費貸付事業については、センター設立以来、「施設費貸付規程」、「施設費貸付事業審査基準」及び「貸付金債権管理規程」を整備し、償還確実性の確保等事業実施に万全を期してきたところである。</p> <p>a 施設費貸付事業審査基準等の運用手続きの策定 施設費貸付事業のより一層の円滑かつ適切な事業実施のため、ア、後年度の元利金償還割合が過大となるかどうかの検証の具体的方法、イ、借入申請内容と施設整備計画との整合性の検証の具体的方法等、審査に係る検証の具体的手続きを明確化した「審査基準等の運用手続き」を策定した。</p> <p>b 具体的審査方法 センターにおける審査としては、前年度の概算要求時における事前審査、本年度の文部科学省への借入金認可申請時及び国立大学法人からの借入申請時における審査、財務諸表確定後における事後審査を実施した。 事前審査は、国立大学法人の概算要求時において文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心実施した。 本年度の文部科学省への借入金認可申請時における審査及び国立大学法人からの借入申請時における審査のうち、文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、国立大学法人から提出を受けた契約状況一覧及び資金計画により、事業内容、進捗状況、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。 さらに、国立大学法人からの借入申請時における審査においては、事業内容、償還計画及び担保力について総合的な審査を実施した。具体的には、文部科学省が定める事業内容（目的・借入金額・資金使途等）と申請内容との整合性はどうか、また、診療収入に占める単年度当たりの元利金償還額の割合が原則として事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうかや附属病院収入に占める債務残高の割合が原則として診療収入の100分の400以内であるかどうか、加えて、担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。 また、国立大学法人の財務諸表確定後には、事業の実施状況、財務状態及び担保物件の異動状況等について検証を行うこととしている。</p> <p>c 附属病院経営の推移等からみた償還確実性 償還確実性については、附属病院に係る診療報酬の推移等多角的側面からの視点も必要であるため、本年度から、国立大学法人から提出された複数年分の経営管理の指標に関する資料を一覧表にすることにより、診療収入、医業費用等の過去からの推移を検証し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。</p>	A	<p>○「審査基準等の運用手続き」を策定し、前年度の概算要求時における事前審査、当年度の文部科学省への借入金認可申請時及び国立大学法人からの借入申請時における審査、財務諸表確定後における事後審査等、それぞれの時点で、償還確実性の妥当性等を審査した上で適切に取り組んでいることが評価できる。</p> <p>○今後、国立大学附属病院という教育研究機関としての特殊性も踏まえ、民間の病院経営などのコンサルタントの助言なども交え、更なる厳正でプロフェッショナルな審査に努められたい。</p>	
③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人的財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。	③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。	③ 貸付事業の財源調達の実施状況	大学法人からの借入需要時期の的確な把握を行い、円滑な財源調達の実施が図られているかについて、下記の指標を踏まえ委員の協議により評定を決定	円滑な財源調達の実施がなされた	財源調達の実施に一部支障が生じた（調達時期の遅延など）	財源調達できなかつた	<p>a 長期借入金 本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から66,229百万円の長期借入を行った。</p> <p>b センター債券の発行 上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から4,998百万円の資金調達を行った。 (国立大学法人に対する説明等) センター債券の発行に当たり、国立大学法人担当者を対象とした財産管理研究協議会を平成17年9月に開催し、債券発行のスケジュールや施設費貸付事業のスキーム変更等について国立大学法人に説明し、円滑な実施に努めた結果、支障なく事業が展開できた。 (IR活動及び格付けの取得等) 一方、センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するため「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問、アナリスト説明会及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した((株)格付投資情報センター(R&I) AA+).</p> <p>c 資金需要及び工期遅延に対する対応 施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金需要に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は月1回実施し、センター債券の発行時期は、国立大学法人の資金需要及び市場環境を勘案して平成18年2月20日に発行した。 なお、大学での工期の遅延等により資金計画の遅れが生じないよう、各国立大学法人から、月初めに資金計画等の提出を求め、未契約等の場合には、契約時期、支払計画の時期等各国立大学法人から事情を聴取し確認するなど、昨年度以上に緊密な連絡調整を図った結果、今年度は工期の遅れ等による翌年度への繰越事例は1件もなく円滑に実施できた。</p>	A+	<p>○財政融資資金及びセンター債券発行により円滑な財源調達が実施されていると評価できる。</p> <p>○施設費の貸付に当たっては内容を十分に審査し適正な貸付が行われたと評価できる。特に、国立大学法人と、昨年度以上に緊密な連絡調整を図った結果、工期の遅延もなく次年度への繰越事例がなかったことは高く評価できる。</p>

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等	
			A	B	C				
④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。	④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。	④債権を適正に管理し確実に回収・償還に向けた取組状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定	債権の適正な管理及び確実な回収・償還に向けた取組状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定			○施設費貸付規程等に基づき、国立大学法人から確実に貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を行った（回収・償還は毎年度9月及び3月）。 なお、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、a状況報告書の徵取（毎事業年度終了後、事業状況報告書、事業完了報告書を徵取）、b財務諸表等の徵取（貸付期間中、毎事業年度終了後前年度の決算に関する財務諸表等を徵取）、c現地調査（年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：19大学）に出向いて行う現地調査）を実施するなど、適正な債権管理に努めた。	A	○債権を適正に管理し、確実に回収していると評価できる。	
(2) 施設費交付事業	(2) 施設費交付事業	① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。	① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。	⑤文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の交付状況	下記の指標を踏まえ委員の協議により評定を決定 計画に従った円滑な事業の実施がなされた 計画に従った事業の実施に一部支障が生じた（交付時期の遅延など） 計画に従った事業の実施ができなかつた		○施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90国立大学法人等（97事業）に対し、施設整備等に必要な資金として、12,180百万円を交付した。 また、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、交付金は国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより支払を行った。 なお、当初計画額（12,190百万円）と実際の支払額（12,180百万円）との差額10百万円は、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたためであり、計画通り円滑に実施できた。 ○施設費交付事業の財源とするため、国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、11国立大学法人から財産処分収入の一部（407百万円）が納付された。	A	○施設整備計画に基づき施設費は適切に交付されていると評価できる。
② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。	② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。	⑥適正な事業実施を確保するための取組状況	委員の協議により評定を決定			○施設費の交付に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）」等に基づき、各大学から、法人名、事業名、交付申請額、その目的と内容等を記載する交付申請書の提出を受け、a当該申請に係る交付金が法令及び文部科学大臣の定めに違反しないか、b目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、c交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、金額の算定に誤りがないかについて審査し、適性と認められたため交付決定を行つた。 また、当該事業完了後、各大学から実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行つた。 さらに、年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：19大学）に出向き、交付対象事業に係る現地調査を実施した。 なお、本年度は、工期の遅延について、より国立大学法人等と密接な連絡調整を図った結果、翌年度への繰越事例は1件もなかった。	A	○施設費の交付に当たっては内容を十分に審査し適正な交付が行われたと評価できる。国立大学法人と、昨年度以上に緊密な連絡調整を図った結果、工期の遅延もなく次年度への繰越事例がなかったことは高く評価できる。	
3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。 ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページや出版物への掲載等により、産業界、個人篤志家をはじめ社会に積極的に広報し、普及させる。 ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。	3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。 ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページやパンフレット等により、社会に積極的に広報し、普及させる。 ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。	寄附金の受入れ促進のための広報活動の実施状況及び適正な配分を行うための取組状況	委員の協議により評定を決定			○寄附金の受入れの促進・普及 前年度においては、わかりやすいパンフレットとして「不特定奨学寄附金の受入れ」を作成し、同趣旨の内容をホームページに掲載するとともに、経済団体等にパンフレットを送付して趣旨の理解と啓発に努めたものの、結果として寄附金の申し入れはなかつた。 このため、本年度は、できる限り費用をかけずに効果的な普及に努めることを基本に、センターホームページの当該内容を見直すとともに、これまで検索エンジンでのキーワード入力では検索できなかつたため、HTML化を行い、一般的な検索が可能となるよう改善した。 また、本年度は、センターの事業等を理解してもらうために投資家に対して行ったアナリスト説明会（平成17年12月5日開催）において、既に作成しているパンフレットを有効に活用して参加者に配付するなど事業の趣旨の普及に努めたが、結果として、本年度も寄附金の申入れを受けることができなかつた。 このため、平成18年3月には、理事が直接、センターの業務に理解の深い三菱東京UFJ銀行、三井UFJ証券及びみずほ証券を訪ね、制度の趣旨の理解と啓発を行つた。 今後も、こうした活動を企業等に対し積極的に行うこととしている。 ○配分 寄附金の受入れが無かつた。	B	○寄附金の受け入れ促進・普及への努力がされている点は評価できる。 ○しかし、結果として寄附金受け入れがなく、必ずしも実績の伴わない業務について、どのような取組みを展開していくかが、今後の課題である。 ○今後、経済同友会などの経営者団体も活用しながら、国立大学出身者が経営者になっている企業・組織への積極的な普及・啓発活動に努力されたい。	

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	国立大学法人等における財務・経営に関する調査研究の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評定を決定			○研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加等を行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。	A	○積極的な調査研究活動が実施され、成果が公開されていると評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。 特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動していく過程について、平成18年度までに理論的・実証的に解明し、研究成果については、広く関係者の参考に供する。	① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。 特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動の過程について、調査及び研究を行う。平成16年3月に全国立大学学長と事務局長を対象として実施したアンケート調査データの分析を継続するとともに、法人化後の状況を明らかにするための質問紙調査及び訪問調査を実施し分析を行う。なお、分析結果を中間報告書としてとりまとめ全国立大学に送付し、法人化後の財務・経営に関する情報を提供する。	①アンケート調査の分析と情報提供状況 委員の協議により評定を決定 ②国立大学訪問調査による法人化後の財務・経営についての情報収集状況	委員の協議により評定を決定	○研究部では、次の2点を主要課題とするプロジェクト研究を実施し、国立大学の財務・経営の改善に資する情報の提供を行った。 a 法人化前後における国立大学の財務の諸側面（資金の獲得・配分・利用状況）に関する変化を実証的に明らかにすること。 b 法人化後の各国立大学の実態調査を行い、先進的事例の分析を行うこと。 ○本年度は、平成16年3月に実施した学長・事務局長を対象としたアンケート調査の詳細分析を行い（基礎的分析については『国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査（中間報告）（平成16年8月）』として刊行済み。）、その分析結果を『国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する総合的研究』（国立大学財務・経営センター研究報告第9号）としてとりまとめ、公開した。 当該報告書は、全国立大学学長や大学図書館等に配賦するとともに、センター主催の各種セミナー・シンポジウムの際にも希望者へ配賦した（550冊）。また、センターのホームページでの公開も行った（ダウンロード数推計：612件）	A	○法人化後の各大学の財務状況について、公表資料の中から財務関係についての集計・分析を行い、データを整理した本調査及びその情報提供は国立大学にとって前例がなく、各大学にとって極めて貴重な参考資料となるものである。大学間で多様性が存在すること、また、教育研究費が法人化前からすでに不足している状況も明らかであり、今後の推移の分析も期待される。		
				○本年度は、国立大学法人化後の実態の把握と質問紙調査の設計にむけた情報収集のため、4大学（福岡教育大学・九州大学・岩手大学・秋田大学）への訪問調査を実施した。また、この訪問調査の結果の検討を踏まえて、合宿形式による質問紙の検討会等を行い調査票を作成した。 この調査票を平成18年1月に全国立大学の学長等（担当理事含む）に配布し、回答を回収しているところ（年度末の回収率94%）であるが、多岐にわたる調査項目であることもあり、大規模大学を含めた数大学から「回答にさらに時間を要する。」旨の連絡があったため回答期限を延長した。このため、平成18年3月に刊行を予定していた中間報告書は、来年度に発行することとしている。 なお、来年度は、法人化後の国立大学の財務・経営、資金の調達と配分・活用についての調査の分析を行い、その作業過程で、先進的取組み事例の分析作業を進めていく予定である。 これまで、国立大学の財務については、法人化以前においては情報がほとんど開示されず、研究に必要な資料を得ることが著しく困難であったが、法人化後については、2年目に入り初めての財務諸表が公表されるなど財務・経営に関する調査研究活動の発展可能性は飛躍的に高まりつつある。 また、国立大学法人等の財務・経営の改善を支援するセンターとしては、各種調査やシンポジウム、研究会等の活動を通じて、各国立大学法人、国立大学協会及び文部科学省等との連携協力体制の構築に努めているところであり、例えば、上記質問紙調査の回答率も極めて高い数字となるなど着実に進んでいる。		A	○訪問調査校数も前年より増加し、検討の充実が伺える。回答回収期限の延長後に行われる調査表の分析・中間報告の発行に期待したい。	

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
② 高等教育財政に関する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。	② 高等教育財政に関する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、アメリカを含めた諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。	③大学の予算獲得及びその配分についての日米の比較研究状況及び研究成果の公開の状況 委員の協議により評定を決定				<p>○O E C D – I M H E 翻訳報告書の刊行 本年度は、O E C D – I M H E 翻訳報告書「大学経営危機への対処」を6月に刊行した。 当該報告書は、O E C Dの高等教育機関マネージメント事業（I M H E）及びイングランド高等教育財政カウンシル（H E F C E）の共同提案による「国際高等教育財政経営プロジェクト」（2002～2004年）に基づき作成された、参加各国のケーススタディー報告書の翻訳作業を行ったものである。 この翻訳報告書は、国内関係者に対し各国の高等教育財政や経営の実態について、より簡便な形での情報提供を可能とするものであり、各国の高等教育財政の実態及び大学経営の効率化、コスト削減、自己収入増加などについての事例が記載されるなど、国立大学関係者にとって大学経営に関する有用な知見を提供することができる。 当該翻訳報告書は全国立大学学長や大学図書館に対し配賦を行ったほか、センター主催の各種セミナー・シンポジウムの際に希望者への配賦（381冊）とともに、センターホームページにおいて公開した（ダウンロード数推計：540件）。</p> <p>○米国における先進的学内資金配分システムについて調査・研究 本年度は、前年度に引き続き、米国州立大学における先進的学内資金配分システムについて調査・研究を行った。そこで調査対象校に選定したインディアナ大学は、米国の州立大学の中で、責任センター資金配分（Responsibility Center Budgeting/ Management）を二番目に導入した大学であり、州立大学の中で90年代以降導入が進みつつある責任センター資金配分のモデルケースとなっているものである。その特徴は、各部局に収入・支出を帰属させ、それを分権的に管理することにより、より効率的・効果的な財務マネージメントを可能とするよう設計されている点にある。本年度は当該校への追加調査を行うと共に、国立大学関係者への聞き取り調査を併せて行い、当該モデルの国立大学への応用可能性を確認し、具体的な応用方法について検討を進めた。当該調査研究の成果の公表については、日本高等教育学会での学会報告を実施した。 またこの他に、大学財務に関するエイロン大学（ノースカロライナ州にあり、短期間で経営再建を果たした小規模リベラルアーツ（教養）大学で、全米の注目を集めている。）のケーススタディを実施し、その概要を紹介した。</p> <p>○欧州における先進的学内資金配分システムについて調査・研究 上記の調査研究のほか、欧州の諸大学における学内資金配分（業績主義的資金配分（Performance Funding））に関する先進的事例として、イタリア・カターニャ大学、ポルトガル・リスボン大学の学内資金配分システムについて聞き取り調査結果（業績及び自己収入の多寡に応じて資金を配分することで、教育研究活動の活性化と収入確保を図ろうとしている）については、センター研究紀要『大学財務経営研究』（第二号）においてポルトガルの高等教育財政制度に関する研究論文を発表した。 また、O E C D高等教育政策レビュー報告書（文部科学省学生支援課編）の分担執筆（第7章「高等教育の資源」）を行い、我が国の高等教育財政の現状と課題について取りまとめを行った。</p> <p>国立大学の学内資金配分は、法人化によって各大学の自主性・自律性に委ねられるようになったが、多くの大学では新たな学内資金配分方法を模索している段階にあり、こうした諸外国の取組状況の調査研究は、国立大学法人からのセンターへの個別の問い合わせ、研究紀要・研究報告の追加配賦の要請、センターホームページのダウンロードの増加に表れているように、国立大学法人の財務・経営の改善の参考に資するものとなった。</p>	A	<p>○O E C D – I M H E 翻訳報告書（大学経営危機への対処）、米国における先進的学内資金配分システムについて調査・研究、欧州における先進的学内資金配分システムについて調査・研究の成果を取りまとめたことは評価できる。これらの内、特に先進的学内資金配分システムの調査・研究は、法人化後の国立大学における新たな学内資金配分方法の検討に役立つものと思われる。</p> <p>○諸外国の事例研究はかなり進んだようであり、各大学からの反響も大きかったようであるが、例えば各大学の実情に合わせた応用などの適切なアドバイスについても検討されたい。</p>

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析を通じて、国立大学法人の財務・経営に関する比較分析を以下の計画により行い、関係者の参考に供する。 平成16年度 予備的検討 平成17年度から平成19年度 資料収集及び分析 平成20年度 報告書に取りまとめ、関係者の参考に供する。	③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集し、平成16年度の予備的検討を踏まえ、国立大学法人の財務・経営に関する現状分析を行う。	④ 比較分析の予備的検討の実施状況	委員の協議により評定を決定			<p>○関係資料の収集 本年度は、後述する「国立大学法人の財務」の刊行及び「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の構築に関連して、国立大学法人の財務諸表とその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画）等を収集した。</p> <p>○国立大学法人の財務・経営に関する分析 収集した財務諸表等の分析について、「国立大学法人の財務」の取りまとめ方針を検討する企画検討会議における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性及び効率性）の研究開発を行った。 より具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書で得られる財務情報等の特質について検討とともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを行った。また、私立大学で実施されている財務分析の方法等についても調査し、国立大学法人と学校法人の異同点を考慮した財務指標のあり方について検討するとともに、国立大学法人全体及び個別大学について予算・決算分析を実施した。 なお、これらの分析の結果を用いて、後述する「国立大学法人の財務」が刊行された。また、この他に、センター主催のセミナー・研修事業等に際し、調査研究成果を踏まえた専門的見地から支援を行った。</p>	A	○「国立大学法人の財務」は、大学の規模別及び分類別の集計比較の実態把握ができた意義が大きい。また、セミナー・研修会での利用価値が高いとともに各大学の財務の改善にとって大変参考になる資料と思われる。早期に公刊されたことは高く評価できる。なお、情報の蓄積により経年比較についてもより充実した成果を得ることが期待される。
④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。	④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。	⑤ IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力の状況	委員の協議により評定を決定			<p>○OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業への参加等 OECDのIMHE事業については、“Trends in the Management of Human Resources in Higher Education”（「高等教育における人事管理の動向」：8月22日～26日）へ参加するとともに、OECD関係者であるフィンランド・タンペレ大学アレンバラ教授との大学の財務・経営についての情報交換など各種協議を実施した。なお、来年度には同教授を外国人客員教授として招聘することとしている。</p> <p>○国際シンポジウムの開催等 東京大学大学経営政策研究センターとの共催で国際セミナー「高等教育の市場化一趨勢・問題・展望」（9月19日～20日）を開催し、司会者・報告者としての役割を果たした。このセミナーは、国際的に第一線で活躍している内外の高等教育研究者を招いて開催したものであり（参加国数5カ国）、市場化という流れに直面した各大学が抱える問題点、対応策、今後の課題などについて活発な議論がなされた。その結果、各国で「市場化」とよばれているもの間にはかなりの多様性が存在しているということが明確となり、日本における高等教育の「市場化」のあり方を（市場化の流れそのものの是非も含めて慎重に）検討する上で、非常に有意義なセミナーであった。同時に、米国における大学マネジメントについての研究会（9月21日）をマクギネス上級研究員（米国・高等教育マネジメント・システムセンター）、ゼムスキ教授（米国・ペンシルバニア大学）の参加を得て実施した。</p> <p>○外国人客員教授の招聘 本年度は、外国人客員教授としてポルトガルのリスボン大学からカブリート准教授を平成18年1月から3月にかけて招聘した。同教授は招聘期間中に講演会での報告とワーキングペーパーの執筆を行った。</p> <p>○日英高等教育に関する協力プログラムへの参画等 日英高等教育に関する協力プログラム（平成18年2月3日：日英合同推進委員会）に参画し、今後のプログラムの推進について英国側と協議した。また、高等教育のファンディングについてイギリス高等教育財政カウンシル（HEFCE）と情報交換を継続していくことを確認した。さらに、日独大学セミナー（日独大学改革－成果と展望）平成18年2月28日：ドイツ大学学長会議と国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会の共催）において、我が国の高等教育におけるファンディングと経営改革について日本側を代表して報告した。本セミナーでは、大学側の経営の自主性・自律性の向上を受けた財務・経営システムの課題につき両国の現状と問題解決に向けた取り組みを討議した。</p>	A	○IMHE事業への積極的に参加し、国際的観点からの参加、情報収集と紹介および公開が適切に行われており評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。	⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。	⑥高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会の開催及び研究紀要、研究報告の刊行状況	計画に記載された回数を一応の基準とし、内容と有効性を踏まえ委員の協議により評定を決定			<p>○高等教育財政・財務研究会 高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続きリアルタイムに適切な内容を提供していく予定である。本年度は、平成17年4月23日、6月18日、9月10日、11月19日及び平成18年1月28日日程で年5回（土曜日）に実施した。</p> <p>○シンポジウム センターの専任教員及び客員教員が行った調査研究活動の成果を公開するため、また当該調査研究について外部の研究者等からの意見・コメントを得る機会の場としてシンポジウムを開催しており、本年度は平成18年2月21日に、「国立大学の財務と経営－財務情報をいかに活用するか－」を開催した。</p> <p>○講演会 外国における高等教育の財政・財務に係わる状況を捉えるため、本センターの外国人客員教授や外国人研究者による講演会を年2回開催しており、本年度は平成17年7月16日に1回目を、2回目を平成18年2月27日・3月28日両日に分けて開催した。</p> <p>○研究紀要 センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、本年度は平成17年8月に『大学財務経営研究』（第2号）を刊行した。</p> <p>○研究報告等 これまでの研究活動の成果は、前記の研究紀要や研究報告等で刊行しており、本年度は平成17年6月に『国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する総合的研究』（第9号）を刊行した。 また、平成17年6月には『大学経営危機への対処－高等教育が存続可能な未来の確保－』を刊行した。</p> <p>○基盤的調査研究の成果 その他各専任教員の基盤的調査研究の成果は資料11のとおりである。</p> <p>○社会貢献 高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に全員が学識経験者として下記のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。</p> <p style="text-align: center;">天野 郁夫 文部科学省中央教育審議会大学分科会臨時委員 山本 清 文部科学省国立大学法人評議会委員会臨時委員 丸山 文裕 日本私立学校振興・共催事業団学校法人活性化・ 再生研究会委員 島 一則 文部科学省教育財政に関する研究会メンバー</p>	A	○高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会は適切に開催されており、研究紀要と研究報告も確実に刊行されている。 ○社会貢献に関しては、文部科学省やその関連領域に活動にとどまっている、もう少し幅広い分野で活動することにより、センターの知名度も上がり、寄附活動などにもつながっていくのではないかと期待する。
5 セミナー・研修事業の開催・実施 各国立大学法人等が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、管理者層・幹部層の経営面に関する能力の向上が急務である。このため、社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を十分踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を計画的に開催、実施する。 なお、セミナー・研修事業の実施に際しては、アンケート調査を実施し、翌年度以降の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。 なお、セミナー・研修事業の実施に際しては、毎年度平均で参加者の8割程度が満足するよう努め、アンケートの結果は毎年度の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。	5 セミナー・研修事業の開催・実施 社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を十分踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を計画的に開催、実施する。 なお、セミナー・研修事業の実施に際しては、アンケート調査を実施し、翌年度以降の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。 なお、セミナー・研修事業の実施に際しては、毎年度平均で参加者の8割程度が満足するよう努め、アンケートの結果は毎年度の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。	セミナー・研修事業の開催・実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			<p>○セミナー・研修事業の実施状況 本年度のセミナー・研修事業の実施については、年度計画等に基づいて、①大学トップマネージメントセミナー（国立大学病院経営セミナーを含む）、②大学マネージメントセミナーI及び③大学職員マネージメント研修の4事業を社団法人国立大学協会と連携して実施した。 なお、これら事業の企画・立案は、それぞれの企画委員会において前年度のアンケートの調査結果を踏まえつつ、受講対象者（当該企画委員会委員）の要請等を取り入れることにより、参加者のニーズに対応した内容とすることができた。</p> <p>○アンケート調査の状況 本年度のセミナー・研修事業終了後のアンケート調査については、前年度の調査内容「全体の満足度」、「今後取り上げてほしい事項」及び「持ち方に関する意見、希望」の3項目に加え、新たに「各プログラムの満足度」の項目を設定し、参加者のニーズと受け止めの把握に努めるとともに、回収率を高めるため、「アンケート用紙のカラー化」、「調査協力依頼のアナウンス」及び「会場出口での調査協力依頼と回収の呼びかけ」を行ったことから回収率はアップした。 なお、アンケート調査の結果は、いずれにおいても回答者の9割超が「大変参考になった」または「参考になった」としており、参加者の満足度は高かった。一方、内容や持ち方等については、様々な希望や期待もあったことから、今後も受講対象者で構成する企画委員会において、アンケート結果を反映した企画立案を行うこととしている。</p>	A	○セミナー・研修事業は参加者（受講対象者）の要請を取り入れてニーズに対応して実施されている。また、アンケートの回収率や満足度向上にも目を見張るものがある。 ○セミナー自体の満足度だけでなく、その効果が実態にどのように反映されているか、そのフォロー調査体制についても検討されたい。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
① 大学トップマネージメントセミナー 国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネジメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、毎年1回程度実施する。	① 大学トップマネージメントセミナー 国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネジメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、毎年1回程度実施する。 (年度計画①)	①-1アンケート結果を一つの参考としつつ、大学トップマネージメントセミナーの実施状況	計画に記載された回数を一応の基準とし、内容と有効性を踏まえ委員の協議により評定を決定			○本年度は、前年度のアンケート調査の結果や企画委員会における受講対象者の意見を踏まえ、財務・経営面での直面する具体的課題とともに、法人化後1年の財政・財務の検証を中心とした内容で平成17年9月に実施した。 会議の持ち方としては、前年度のアンケート調査において、取り組み事例の紹介やグループ別討議の充実を望む意見が多く寄せられたため、本年度は、グループ別討議のテーマを財政・財務関連の4テーマ（財務戦略、学内予算配分、自己収入及び施設マネジメント）に絞り、テーマ毎の取り組み状況の事例発表の形式とし、テーマ別討議が円滑にできるように参加者の多いテーマにおいては、大学の特性（附属病院の有無、学部規模）を考慮したグループ編成とした。 また、グループ別討議がより活発化するよう、事前にテーマに対する各参加機関での「問題点」、「取り組み状況」及び「議論したい事項」を調査し取りまとめ、討議資料として机上配付した。 (アンケートの調査結果) なお、終了後のアンケート結果は、回答者のうち、「大変参考になった（49.2%）」または「参考になった（47.5%）」の合計が96.7%であり、参加者の満足度は高かった。	A	○大学トップマネジメントセミナーは年度計画に沿って適切に開催された。特に前年度のアンケート調査に基づき、具体事例の紹介、グループ別討議の充実を図るため、重点テーマ毎の討議を行った点、高い満足度が得られたことは高く評価できる。 ○病院経営セミナーに病院関係者のみならず大学法人本部関係者を交えて開催されたこと、多角的な視点からのパネルディスカッションを実施したこと、参加者の要望に応じて病院経営システム上から財務と人事労務管理の分野別討議を行い、高い満足度が得られたことは評価できる。 ○今後も、高い満足度におごることなく、更なる工夫を重ねられたい。
						○本年度は、前年度に引き続き、収支規模等において最大の組織である病院経営上の諸課題に的確に対応できる経営能力の涵養を図り、もって国立大学病院の経営改善に資することを目的として平成17年12月に実施した。 前年度のアンケート調査結果では、学長、理事、事務局長等の法人本部関係者の参加が約3割と少なく、法人本部関係者の参加を求める意見が多く寄せられたため、本年度は、対象者に財務担当部長を加えるとともに、本部関係者と病院関係者の均衡に配慮を求めた結果、法人本部関係者82名、病院関係者88名、計170名が参加し、均衡がとれるとともに、法人本部関係者、病院関係者の共通認識を深めることを目的として、外部有識者、学長、病院長、文部科学省関係者からなるパネルディスカッションを実施した。（参考：前年度参加者、法人本部関係者45名、病院関係者99名、計144名） また、希望の多かったグループ別討議は病院経営システムの構築の観点から財務管理（4グループ）と人事労務管理（2グループ）に分けることとし、討議が活発化するよう、事前に議論したい事項とその理由を調査し取りまとめ、討議資料として机上に配付した。 (アンケートの調査結果) 終了後のアンケート調査の結果は、回答者のうち、「大変参考になった（36.2%）」または「参考になった（56.2%）」の合計92.4%であり、受講者の満足度は高かった。		
② 大学財務・経営セミナー 国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、毎年1回程度実施する。	② 大学財務・経営セミナー 国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、毎年1回程度実施する。 (年度計画②)	②アンケート結果を一つの参考としつつ、大学財務・経営セミナーの実施状況	計画に記載された回数を一応の基準とし、内容と有効性を踏まえ委員の協議により評定を決定			○年度計画においては、その名称を「大学財務・経営セミナー」としていたが、国大協のセミナーとジョイントして継続して実施することとしたことから、受講者が戸惑うことのないように、名称を「大学マネジメントセミナーⅠ」と統一し、センターとしては、専門分野である国立大学法人等の財務・経営に関する基本的知識の習得と実践的な経営能力の涵養を目的として「人事・労務の部」、「企画・会計の部」を担当して、平成17年10月に実施した。 本年度は、国立大学法人化後1年半という状況を考慮しつつ、前年度のアンケート調査結果を踏まえ、国立大学法人等の事例紹介や前年度決算の活用方法など実践的な内容を加えつつ、再度基本的な知識習得も継続して実施した。 (アンケートの調査結果) 終了後のアンケート調査の結果は、回答者のうち、人事・労務の部では「大変参考になった（37.4%）」または「参考になった（61.0%）」の合計が98.4%、財務・経営の部では「大変参考になった（49.6%）」または「参考になった（50.4%）」の合計が100%であり、参加者の満足度は高かった。	A	○国立大学協会と連携し、「大学マネジメントセミナー」として開催し、各大学の実務担当者まで対象として開催し、学内の現場にまで周知することを狙って実務的内容としたこと、高い満足度が得られたことは高く評価できる。継続的開催要望も多いことから今後も開催回数の増加も含めて一層充実した内容となることを期待したい。今後、国立大学協会だけでなく、関連NPO法人のセミナーなどともジョイントされることを期待する。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
③ 大学職員スキルアップ研修 国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に毎年1回程度実施する。	③ 大学職員スキルアップ研修 国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に1回程度実施する。 (年度計画④)	③アンケート結果を一つの参考としつつ、大学職員スキルアップ研修の実施状況	計画に記載された回数を一応の基準とし、内容と有効性を踏まえ委員の協議により評定を決定			○本年度は、「大学職員マネジメント研修」として平成18年1月に実施した。 本年度は、国立大学法人化後、初めての決算業務を経験し、明らかとなつた問題点や課題に対応し、実務担当責任者である財務担当課長と実務担当者である係長等が互いに認識を深め、課題等を克服するとともに、研修で受けた内容を各国立大学の実務担当者に普及することをねらいとし、民間実務者からの解説を含めより実務に役立つ、実践的な内容とした。 また、これらの趣旨から、参加者は財務担当課長全員に加え、実務担当者も財務担当課長補佐、係長等が加わったため、前年度の3倍弱の286名の参加となった。 (アンケート調査の結果) 終了後のアンケート調査の結果は、回答者のうち、「大変参考になった(46.5%)」または「参考になった(51.7%)」の合計が98.2%であり参加者の満足度は高かった。また、同様の形態での継続開催を期待する意見や事例紹介を望む意見が多く寄せられた。	A	○関心の高さについての分析にあるように、より一層の期待に応えることが期待される。また、テーマによって満足度等に差があるので、テーマ選択や講師人選についての検討や回数を増やしたり、地方での開催にも期待したい。 ○大学職員のスキルアップを目指した研修として現場の実務担当係長まで含めた点、実践的な内容としたこと、高い満足度が得られてことは高く評価できる。継続開催により現場の意識改革と実務への反映等の効果を検証していくことを期待したい。
6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	国立大学法人等の財務・経営の改善に関するための情報提供の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			○国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、本年度は、「大学経営危機への対処」等の刊行・配布による調査研究成果の提供、「国立大学の財務」(平成17年度版)の刊行・提供、「国立大学法人経営ハンドブック」第2集の作成・配布、「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催等を実施した。	A ⁺	○重要な業務であり、短期間で実行されテーマに対するタイムリーな情報が提供されていることから特に高く評価したい。
① 財務・経営に関する調査研究で得た成果を随時国立大学法人等に提供する。	① 財務・経営に関する調査研究-1で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。 (年度計画①)	①-1調査研究の成果の提供状況	委員の協議により評定を決定			○本年度は、財務・経営に関する調査研究の成果物として「大学経営危機への対処」、「研究報告第9号(国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する総合的研究)」及び「大学財務研究第2号」を刊行し、国立大学法人に配付するとともに、本センターのセミナー・研修においても配付した。	A ⁺	○各大学のマネジメントと財務経営に関して、貴重な情報提供(「大学経営危機への対処」、「国立大学の財務」、「国立大学経営ハンドブック第2集」の刊行と配布および協議会・シンポジウムの開催)が十分に行われたことを特に高く評価したい。
	① 国立大学法人の決算に基づいて-2た財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。 (年度計画③)					○本年度は、各国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめた「国立大学の財務」(平成17年度版)を平成18年2月に刊行し、国立大学法人等に提供した。 なお、国立大学法人の役員等を対象に、「国立大学財務・経営センターシンポジウム(国立大学の財務と経営)」を平成18年2月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部教授から詳細に解説した。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
② 国立大学法人等に対し、マネジメントの参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックを平成16年度の早期に作成、配付し、随時その内容の更新・充実を図る。	② 国立大学法人等に対し、マネジメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。 (年度計画②)	②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付状況	委員の協議により評定を決定			○本年度は、前年度刊行した国立大学法人経営ハンドブック第1集に引き続き、「国立大学法人経営ハンドブック第2集」を平成18年1月に刊行・配布した。 第2集の印刷に当たっては、第1集の利用状況等の聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえ、使いやすさをよくするために、B5版、章単位の分冊型式とした。このことにより一冊当たりのコスト削減が可能となり、追加配布希望のあった第1集も同様の型式で印刷配布してサービス向上につなげた。なお、来年度には第3集の刊行を予定しており、そのための編集委員会を開催中である。 今後、第1集及び第2集の内容について、必要に応じて随時更新・充実を図ることとしている。	A+	○利用状況の聞き取り調査を実施し、利便性の向上に努めたことは特に高く評価できる。 ○今後も、利用者の声を適切に反映されたい。
③ マネジメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。	③ マネジメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。 (年度計画④)	③説明会・シンポジウム・講演会の開催状況	委員の協議により評定を決定			○本年度は、前述した「国立大学財務・経営センターシンポジウム（国立大学の財務と経営）」とともに、マネジメントに関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象に「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成17年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理の事例紹介を行うなど情報提供・交流を行った。 なお、今後、より一層国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、センターの情報提供の一環として、センターで実施する各種事業等の案内、タイムリーな有用情報を提供する「メールマガジン」の発刊を予定している。	A+	○「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を開催し、国立大学法人の財務に関する課題処理の事例紹介を行うなど積極的な取組みは特に高く評価できる。 ○「メールマガジン」は、最新の情報を即時に伝達できる優れた情報提供手段であり、今後の取組みを期待したい。
7 財務・経営の改善に関する協力・助言	7 財務・経営の改善に関する協力・助言	財務・経営の改善に関する協力・助言の状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			○国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、ホームページに開設した「国立大学法人等の経営改善方策の事例紹介窓口」に2大学の事例について掲載した。また、同じくホームページ上に開設している「国立大学法人等に対する経営相談窓口」を通じた国立大学法人等からの相談は1件であったが、直接来訪や電話連絡による相談を受けており、文部科学省とも連携して対応した。 ○本センターが開催したセミナー・研修において「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」のパンフレットを配布し、事業の趣旨の普及やシステムの理解に努めたが、結果としてリユース登録はなかった。	A	○ホームページを活用し、経営改善事例紹介を掲載したこと、経営相談窓口を開設したことは評価できる。電話連絡等による相談件数や相談内容の概要などについても集計し、傾向分析に役立てられたい。 ○リユースシステムについては、教育研究用機器の再利用登録がなかった背景も調査されており、法人化前に不用物品が整理処分されていることが判明している。各大学の機器管理と廃棄の実態も勘案し、当該システムの有効性について検討をされたい。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	①財務・経営に関する共通課題の処理実績の収集・情報提供及び経営相談などの協力・助言の実施状況	大学側の情報提供への協力姿勢や、助言等への満足度を基準として、委員の協議により評定を決定			<p>○本年度は、前年度にセンターのホームページに開設した「国立大学法人等の経営改善方策の事例紹介窓口」に、附属病院の経営改革（滋賀大学）、旅費業務のアウトソーシング（北海道大学）の事例について大学の承諾を得て掲載した。</p> <p>なお、国立大学は法人化後2年目となり、本年度になって財務・経営に関する様々な実践的処理事例等の活動状況が新聞や専門誌等で紹介されました。このため、本年度は、サバー（文書検索）システムを導入し、これらの事例等の事項の把握、収集を開始した。</p> <p>今後、経営相談に関する情報提供に有効に活用できるよう分類・分析を行うこととしている。これらの事例のうち、共通課題に関する処理実績等については、当該事例の国立大学等に内容を確認し、承諾を得た上で、ホームページ等を通じて情報提供を行う予定である。</p> <p>○また、国立大学法人等からの経営相談はホームページ上に開設している「国立大学法人等に対する経営相談窓口」を通じて行われたのは1件であったが、直接来訪や電話連絡において、教育研究組織の見直し等の相談を受けており、文部科学省とも連携して対応した。</p> <p>なお、本年度において、国大協から経営相談に関する要請があったことから、来年度にはセンター内に経営相談体制を作り、普及啓発を図りつつ、経営相談事業に取り組むこととしている。</p>	A	○国立大学協会からの要請を受け、経営相談体制の構築に努めていることは評価できる。
② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。 また、システムの活用が図られるよう、利用促進のPRに努め、成功事例の紹介等を積極的に行なう。	② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。 なお、システムの有効利用が図られるよう、システムの改善のための検討を進める。	②教育研究用機器リユース情報提供システムに係る利用促進のPR及び成功事例の紹介状況	委員の協議により評定を決定			<p>○本年度は、本センターが開催したセミナー・研修において「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」のパンフレットを配布し、事業の趣旨の普及やシステムの理解に努めたが、結果としてリユース登録はなかった。</p> <p>なお、登録はなかったものの、国立大学等からシステムの内容等に対する5件の問い合わせがあり、必ずしも無関心ではないことから、複数の国立大学等から聞き取り調査を行った。その結果、法人化前に不用物品を適正に整理・処分を実施したことが主な原因であることが判明した。</p> <p>このため、当面、このリユースシステムの利用は見込めないと考えられるが、今後も継続して各大学の実情を把握しつつ、教育研究機器が有効活用されるよう当該システムの登録入力・データ検索等について必要な改善を検討することとしている。</p>	B	○リユースシステムの利用促進のためのPR活動等の取組みは評価できる。 ○しかしながら、リユース登録の実績はなく、必ずしも実績の伴わない業務について、どのような取組みを展開していくかが、今度の課題である。
8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、全体として7割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。 また、利用者のうち、毎年度7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	大学共同利用施設の管理運営の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			<p>○大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上）</p> <p>大学共同利用施設の有効利用については、稼働率の向上（中期計画においては全体として7割程度の稼働率の達成を目指す）をめざし、会議室等に係る利用案内の窓口での配布、関係機関等に対するPR、公私立大学へ役員の直接訪問等を行った結果、本年度の全体の稼働率は、67.1%となり、前年度（47.6%）に比べ19.5%アップした。</p> <p>今後、更なる利用促進やサービスの向上を図るために、現在の会議室予約システムについて、会議室予約の取り消し状況の把握等が可能となるような「会議室予約管理システム」に改善し、より一層の稼働率の向上に努めることとしている。</p> <p>○サービスの向上（満足度の向上）</p> <p>利用者の満足度を高めるため、本年度は、これまでの会場設営サービスに加え、外部利用者に対する会場受付・設営、食事等のサービス業者の紹介業務を開始した。</p> <p>また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ることができた。</p> <p>一方、利用に当たって、機器や機器操作盤の改善やコンセントの移設など要望があるが、予算の範囲ではあるが、速やかに対応した。</p>	A	○大学利用施設全体として、目標である7割程度の稼働率は達成されたかったものの、昨年度に比べて大幅に向上したことは評価できる。利用者の満足度も高く、管理・運営業務のアウトソーシングも進んでいることから、今後も努力を続けられたい。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。 ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布 イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実 ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。 エ) 業務の外部委託の促進	① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。 ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布 イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実 ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。 エ) 業務の外部委託の促進	①稼働率やアンケート結果と参考としつつ、学術総合センター共用会議室の管理運営の実施状況 委員の協議により評定を決定				<p>○学術総合センター共用会議室等の管理運営 学術総合センター共用会議室等の適切な管理運営の実施や施設利用の促進を図るため、これまで、会議室等に係る利用案内の窓口での配布とともに、セミナー・研修等を活用して関係機関等に配布し、PRに努めている。また、センターのホームページに掲載している施設利用案内において、予約や仮予約を受け、その予約状況を表示している。なお、予約受付補助業務、会場サポート業務及び会場設営サービスを外部委託で実施している。</p> <p>さらに、本年度は、新たに外部利用者に対する会場受付・設営、食事等のサービス業者の紹介を行うサービスを外部委託で実施するとともに、請求関係補助業務を外部委託した。</p> <p>○施設利用の促進（稼働率の向上） 学術総合センター共用会議室等の稼働率は、本年度は37.0%（前年度36.3%）である。今後、PR活動とともに、仮予約期間の見直しやキャンセル状況を分析するなど、稼働率の向上に努めることとしている。</p>	B	○新たに業務の外部委託を実施したことは評価できる。 ○施設利用の促進については、今後ともPR活動とともに、仮予約期間におけるキャンセル状況の分析等に努め、サービス、運営方法の改善に努力されたい。また、会議の手法も大きく変化してきているため、例えばスクリーンの設置や各席上でパソコン利用可能化など、更なるサービスの向上により、利用促進につながることを期待する。
② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行なうリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進等を図るために、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るために、その業務については積極的に外部委託を行う。	② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行なうリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進等を図るために、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るために、その業務については積極的に外部委託を行う。	⑤キャンパス・イノベーションセンターの管理運営の実施状況 委員の協議により評定を決定				<p>○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の促進を図るため、これまで、会議室等に係る利用案内の窓口での配布とともに、関係機関等へ配布し、PRに努めた。また、センターのホームページに掲載している施設利用案内において、予約や仮予約を受け、一時利用室の予約状況を表示した。さらに、本年度は、大阪地区的稼働率の向上のため、役員が関西地区的公私立大学を訪問し、PRに努めた。</p> <p>また、今後の施設利用のより一層の促進のため、キャンパス・イノベーションセンター専用のホームページ立ち上げの検討を開始しており、来年度には稼働させる予定である。</p> <p>なお、キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務は、その全体について前年度当初から外部委託としている。</p> <p>○施設利用の促進（稼働率の向上） キャンパス・イノベーションセンターの本年度の稼働率については、東京地区的専有利用室の稼働率が100%となったことから、全体として71.9%（前年度49.4%）となった。</p> <p>なお、大阪地区的利用促進を図るために、西日本地区的公私立大学に直接訪問しPR活動を実施した結果、来年度から新たに1私立大学が専有利用する予定である。</p>	A+	○東京地区的専有利用室の稼働率が100%となったことは特に高く評価できる。 ○大阪地区的利用促進を図るために各種活動については、その取組みを評価しつつも、稼働率の向上について更なる努力を望む。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			○国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、平成18年度に構築するための仕様書（案）を作成したところであり、今後、速やかに基本設計の作業に入り、当該システムの契約、納入を図ることとしている。	B	○「国立大学の財務」の分析指標等を参考にした仕様書作成に時間を要したという手続き的な事情は十分理解できるが、速やかに基本設計を行い、平成18年度のシステム構築を確実に実現できるよう一段の努力を望む。
① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを平成18年度までに構築し、平成19年度から供用を開始する。	① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを、平成18年度に構築するための基本設計を行う。	①国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築及び供用に向けた取組状況	委員の協議により評定を決定			○国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人が戦略的な経営を行うためには財務・経営に関する様々な情報が必要であり、これら情報をセンターが収集・整理して分析し、各国立大学法人に提供するためのデータベースを作成するものであり、本年度に予算が措置された。 なお、前述のとおり、各国立大学法人の決算に係る財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめる「国立大学の財務」の内容に深く関連することから、前年度に開催した検討委員会において、「国立大学の財務」の分析指標等を参考に仕様策定すべきとの結論に至った。 このため、本年度の年度計画において基本設計を行うこととしていたが、「国立大学の財務」に関わって国立大学法人から収集した財務諸表等の整理・分析に時間を要したため、平成18年2月からデータ分析の指標等必要な項目を整理し、システムの仕様書（案）を作成した。今後、速やかに基本設計の作業に入り、当該システムの契約、納入を図ることとしている。	B	○今後、速やかに基本設計に着手されたい。
② 当該システムの構築に当たっては、委員会を開催する等国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。	② 当該システムの構築に当たっては、国立大学法人財務・経営データベース検討委員会において検討する等国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。	②国立大学法人関係者との連携・協力の実施状況	委員の協議により評定を決定				B	○システム構築に際しては、国立大学法人関係者との連携・協力に努められたい。
10 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。 なお、処分の予定期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。	10 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。	旧特定学校財産の管理処分の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			○旧特定学校財産について、大阪大学医学部等跡地（125m ² ）については京阪電鉄不動産（株）に売却し、広島大学本部跡地については広島市より更なる回答期限猶予の要望があつたため平成19年3月末まで回答期限を猶予することとし、また東京大学生産技術研究所跡地については文化庁等に昨年度から継続して賃貸借した。	A	○東京大学生産技術研究所跡地、大阪大学医学部等跡地の処分については適切に対応しているものと評価できる。 ○広島大学本部地区跡地については、処分には至らなかつたものの、広島市との調整を図る等、一定の努力は認められる。 ○旧特定学校財産は早期に処分し、国立大学法人等の施設整備の充実のための財源として活用すべきものであることを十分に踏まえ、早期の処分の実現に努められたい。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	①大阪大学医学部跡地及び広島大学本部地区跡地 委員の協議により評定を決定				<p>○大阪大学医学部等跡地の状況 大阪大学医学部等跡地（125m²）については、大阪市から平成18年1月19日付けで当該跡地取得の希望無しとの公文書が提出されたため、隣接地の所有者である京阪電鉄（株）の子会社である京阪電鉄不動産（株）に売却した（18.1.30売買契約締結、18.2.3所有権移転）。</p> <p>○広島大学本部地区跡地の状況 広島大学本部地区跡地については、地元の地方自治体である広島市と取得について連絡・調整を行った。 当該跡地については、その一部を前年度に売却したが、残りの跡地（46,814m²）の利用の有無について広島市からの要望を受けて、平成18年3月31日を回答期限としていた。ところが、平成18年3月30日付で、広島市より更なる回答期限猶予（1年間）の要望があったため、平成19年3月末まで回答期限を猶予することとした。今後は、広島市とも緊密に連絡を取りつつ、広島市の検討状況をフォローして、処分促進に努めることとしている。</p>	B	<p>○大阪大学医学部等跡地を処分したことは評価できる。</p> <p>○広島大学本部地区跡地については、処分には至らなかったものの、広島市との調整を図る等、一定の努力は認められる。</p> <p>○旧特定学校財産は早期に処分し、国立大学法人等の施設整備の充実のための財源として活用すべきものであることを十分に踏まえ、本年4月14日付けセンター理事長文書（広島市長宛）の趣旨に沿って、早期の処分の実現に努められたい。</p> <p>○広島市側から申し出られ、センター側も調整を求めている「回答期限延長に伴う跡地管理についての応分の協力」については、時機を失すことなく具体的な協議を進められたい。</p>
② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続しつつ、早期売却の実現を図る。	② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続する。	②東京大学生産技術研究所跡地の売却に向けた取組状況 委員の協議により評定を決定				<p>○東京大学生産技術研究所跡地の状況 当該跡地に建設中の国立新美術館は平成18年5月末に竣工しており、17年度についても、用途に応じて（当該利用用地として文化庁、地下道構築物用地として東京地下鉄（株）、マンホール用地として東日本電信電話（株））それぞれ土地の賃貸借契約を締結した。 今後とも、文化庁等の予算計上等について継続してフォローし、処分促進に努めることとしている。</p>	A	<p>○東京大学生産技術研究所跡地の処分については、適切に対応しているものと評価できる。今後とも、文化庁等の予算計上等について継続的にフォローし、早期の処分の実現に努められたい。</p>
11 承継債務償還 国から承継する旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金額を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	11 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金額を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）759億円の償還及び当該債務に係る280億円の利子の支払いを確実に行う。	承継債務の確実な徴収及び償還に向けた取組状況 確実な回収・償還に向けた取組状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定				<p>○承継債務償還の状況 センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの長期借入金（債務）を一括して承継しており、センターと国立大学法人との間で締結した協定書に基づき、国立大学法人から納付される金額を確実に徴収し、財政融資資金への償還を行った。</p> <p>○具体的な手手続き a 協定書に基づき、前年度に「平成17年度における債務負担額について」の通知を発出した。 b 各国立大学法人の納付期限の数日前に、センターからeメールで各国立大学法人へ連絡を行うことにより、各国立大学との確認を実施した。 c 各国立大学法人から納付される金額を徴収するとともに、承継債務の償還（759億円）及び当該債務に係る利子（280億円）の支払いを実施した。</p>	A	<p>○承継債務償還については、各大学と事前に具体的な手続きを行い、各大学法人から確実に徴収し、特段の遅延もなく計画通りに財政融資資金に償還したことは評価できる。</p>

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
1 期間全体に係る予算 略	1 平成17年度に係る予算 略	適正な予算の執 行状況	予算執行の合規性、正確性、 経済性・効率性、有効性を基 準としつつ、委員の協議によ り評定を決定	○本年度においては、予算の適正な執行ができた。	A	○予算の範囲内で年度計画を概ね履行しており、適正な予算執行が行われたことは評価できる。 ○なお、今後とも予算の作成、執行が適正なものとなるよう留意されたい。		
2 期間全体に係る収支計画 略	2 平成17年度に係る収支計画 略							
3 期間全体に係る資金計画 略	3 平成17年度に係る資金計画 略							

4 自己収入の確保	4 自己収入の確保	自己収入の確保についての状況 (以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定	○自己収入の主なものである産学協力事業収入については、大学共同利用施設の利用率の向上が収入の確保に直結するため、その利用率の向上に努めた。 ○これにより、産学協力事業収入は、192,191千円（平成16年度）から253,206千円（平成17年度）に増収した。	B	○大学共同利用施設に関して収支の均衡は図られており、また、自己収入が前年度に比べて30%強の増収となったことは評価できる。 ○しかしながら、当初予算と決算に差異があるため、今後とも引き続き適正な利用率の見積りと更なる自己収入の確保が望まれる。
① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組状況	委員の協議により評定を決定	○大学共同利用施設の利用料については、不動産鑑定士による近隣の類似施設の会議室利用料の調査の結果や（独）国立オリンピック記念青少年総合センター等における施設利用料を勘案して設定した。 ○利用率の向上については、前述のとおり利用促進のPRやサービスの向上に努めた。	B	○利用料については、センターの目的に照らし、適正な料金設定になっていると評価できる。 ○利用率の向上については、利用促進のPRやサービスの向上方策も行われており評価できる。更なる利用率の向上を期待したい。
② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。	② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。	②国立大学法人等からの受託事業增加に向けた取組状況	委員の協議により評定を決定	○平成18年1月に開催した財産管理研究協議会において、財産処分の委託業務に係るシステムや手続きについて資料配付し説明するなどPRに努めたが、国立大学法人等からの委託はなかった。	B	○受託事業のPRに努めたことは評価できる。 ○しかしながら、国立大学法人等からの委託実績はなく、必ずしも実績の伴わない業務について、どのような取組みを展開していくかが、今後の課題である。

IV 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
1 短期借入金の限度額 101億円とする。	1 短期借入金の限度額 101億円とする。	短期借入金の借入状況	委員の協議により評定を決定	○本年度は短期借入金の実績はない。	—	○短期借入の実績なし。		
2 想定される理由 運営費交付金の受け入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	2 想定される理由 運営費交付金の受け入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。							

V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
予定なし。	予定なし。	重要な財産の処分等の状況	委員の協議により評定を決定	○本年度においては、財産の譲渡及び担保への供与については該当なし。	—	○重要財産の処分実績なし。		

VI 剰余金の使途

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
1 研修事業の充実 2 調査研究の充実 3 情報提供の充実	1 研修事業の充実 2 調査研究の充実 3 情報提供の充実	剰余金の使用等の状況	委員の協議により評定を決定	○本年度においては、剰余金の使途については、該当なし。	—	○剰余金使用の実績なし。		

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			A	B	C			
1 人事に関する計画	1 人事に関する計画	人事管理の状況 (以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定			○人事管理については、昨年度と同様に、以下のような方針等のもと実施したところであり、今後もその方針に沿って実施することとしている。	A	○人事計画に従いつつ、柔軟な組織整備が行われたと評価できる。 ○人事交流と専門性強化との両立を如何に図るかが、今後引き続き大きな課題と考える。
(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	①業務の変動に応じた柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施状況	委員の協議により評定を決定			○本年度においても前述のとおり業務量及び業務内容に応じて柔軟な組織体制を構築した。 ○職員の専門性の強化については、センターの組織が小規模の組織であること等により独自採用が困難であるため、人事交流の考え方として、例えば、国立大学において財務担当部門の職員であった者がセンターでの職務により専門性を高めたり、逆に国立大学の現場経験を踏まえてセンターの専門性の強化を図るなど、互いに個々の職員や組織に利点のある人事交流を実施した。	A	○適切な人事交流が行われたと評価できる。 ○本センターの一つの大きな特徴は、その一部が金融・証券・不動産業務に関連するものであることから、民間金融機関等との人事交流も視野に入れるなど、そのノウハウを取り入れて活性化することを期待する。
② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	②職員の専門的研修の活用状況	委員の協議により評定を決定			○職員の専門性の強化や意識改革を図るため、前年度に引き続き、放送大学の授業科目を利用した研修、国立大学ブロック研修、(社)国立大学協会主催の研修及び省庁主催の研修に参加させた。	A	○適切に対応したと評価できる。
(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	③人事管理の状況	委員の協議により評定を決定			○本年度の常勤職員は26名であり、人事に関する計画との変更はない。	A	○計画に従い、常勤職員を抑えつつ、柔軟な組織整備、効率的な業務執行が行われたと評価できる。

2 中期目標の期間を超える債務負担		中期目標期間を超える債務負担の状況	委員の協議により評定を決定	○償還計画に基づき 75,931 百万円の償還を行った。	A	○計画に従った償還が行われた。												
長期借入金 (単位：百万円)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金 償還金</td><td>77,129</td><td>75,931</td><td>78,403</td><td>78,693</td><td>75,653</td></tr> </tbody> </table>							区分	H16	H17	H18	H19	H20	長期借入金 償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653
区分	H16	H17	H18	H19	H20													
長期借入金 償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>中期目標期間小計</th><th>次期以降 償還額</th><th>総債務 償還額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金 償還金</td><td>385,810</td><td>680,726</td><td>1,066,537</td></tr> </tbody> </table>							区分	中期目標期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額	長期借入金 償還金	385,810	680,726	1,066,537				
区分	中期目標期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額															
長期借入金 償還金	385,810	680,726	1,066,537															